

第3回小松島市犯罪被害者等支援条例検討委員会議事概要

- 1 日 時 令和5年7月28日(金) 13時30分～15時
- 2 場 所 小松島市役所 2階 議会委員会室
- 3 参加者 ・委員6名
・事務局
保健福祉部長、産業振興部長、総務部副部長、市民環境部長、
学校課長、住宅課長、人権推進課長ほか
- 4 議事概要
 - (1) パブリックコメントの概要及び回答案について
 - (2) 小松島市犯罪被害者等支援条例(案)について
 - (3) 経済的支援について

(事務局)

前回第2回検討委員会で会長預かりとなっていた3点を修正した条例(案)をもとにパブリックコメントの募集を行ったところ、1件提出があった。内容については、以下のとおり。

1. 条例案が詐欺などの被害者を対象としているかどうか不明確である。
2. 詐欺などの被害者が心療内科に係る際の医療費の支出について、経済的負担軽減を図る必要がある。
3. 生活費や老後の資金を無くした被害者には、無利子融資や訴訟でも支払われない場合の行政機関による損害賠償額の立替などが必要である。

これに対して、回答案としては以下のとおり。

「当該条例案は、対象となる犯罪の範囲を広く捉えているため詐欺被害等の財産犯も対象としている。但し、支援金の支給等経済的負担の軽減については、要綱で対象となる犯罪行為を「生命や身体を害する行為」に限定しているため、財産犯は対象とならない。相談や情報提供等の基本的支援については対象となると考えられる。」

(委員)

被害者支援センターが扱っている詐欺被害で、被害者支援を要請してくる方はいない。経済的支援より福祉的支援のほうが適当だと思う。警察でも身体犯に限っている。福祉的支援にすれば住居を斡旋したり、生活保護の申請について行ったりはできると思う。

(事務局)

関係機関と連携して既存の行政サービスに繋げていくのが大前提となっているのでそういう形で繋げていきたい。

(委員)

心療内科の医療費は支援してほしい。

(事務局)

経済的支援について、重傷病支援金が10万円、遺族支援金が30万円、加えてカウンセリング費用支援金が5万円、転居費用支援金が15万円で検討している。支援金の支給要綱(案)については、現在検討している。

(委員)

心療内科でもカウンセラーがいないということがあるので、カウンセリング等医療費用支援金にするのはどうか。

(事務局)

医療機関での対応ができるよう、その方向で検討したい。

(会長)

子どもに対する心理療法などでは、精神科医や心理士が限られていて、県外の施設を紹介することもある。そうすると交通費がかなりかかってくることもあるので、カウンセリングや診療行為に対する費用だけでなく、交通費についても検討してもらいたい。

(委員)

犯罪被害者が複数の場合はどうなるのか。

(事務局)

遺族支援金については1事案につき1件となるが、重傷病給付金については1人あたりという考え方である。

(委員)

重傷病支援金が出た場合、カウンセリング費用もでるのか。

(事務局)

該当する場合、併給可能となる。

(委員)

転居費用支援金について、市の指定する業者なのか。

(事務局)

特に指定はない。

(委員)

重傷病支援金、遺族支援金について、診断書の提出を義務づけているが、コピーで代用が可能か。

(事務局)

実際どのように運用をしていくか検討していきたいが、できるだけ負担のかからない方向で考えている。カウンセリング等の部分や転居費用の部分をもっと調整、検討したいと考えている。

(委員)

支援金の実績について、公開される予定はあるのか。二次被害につながるため、こういう案件で支給したという公開の仕方はやめてほしい。

(事務局)

支援金の支給に関しては、件数と金額のみ公開となる。

(委員)

支給要綱第8条の2で被害者と加害者が親族関係にある場合には支給制限規定がある。DV被害者が排除されるのではないか。

(事務局)

文言を調査・研究し、整理したいと思う。